

事業評価書（事前）

事務事業名	建設業労働移動支援助成金の創設
(1)目的	建設業界が健全に発展していくためには、建設業界にとって欠くべからざる技術・技能を持った労働者の確保が不可欠であることから、不良債権の最終処理が本格化する中において、その影響が大きいと思われる大手ゼネコン等から人材確保が必要とみられる中小建設企業等への失業なき労働移動を円滑に促進し、もって業界全体としての人材確保に努める建設事業主を支援する。
(2)内容	次の要件のすべてに該当する建設事業主に対し、建設業労働移動支援助成金を新たに雇い入れ、講習を実施した労働者1人につき20万円支給する。 新たに採用する建設業労働者（倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者のうち建設業関連の資格・技術等を有する者）を継続して雇用する労働者として雇い入れ（系列会社間の労働移動による採用を除く）、その円滑な定着を図るため2週間程度の講習を実施する建設事業主 当該雇入れ日の6か月前から1年間、事業主都合の離職者がいない建設事業主 当該雇入れが失業を経ないで行われる建設事業主 雇用保険料率が18.5/1000の建設事業主
(3)達成目標	予算額(案) 2,012百万円
(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 建設業は社会資本の整備等を通じ、豊かな国民生活を実現するという重要な機能を果たしており、今後ともその健全な発展が期待される場所である。また、雇用者数も全産業の1割を占め、建設業労働者の雇用動向は我が国労働市場そのものに大きな影響を与えている。 しかしながら、建設投資が減少する中で建設業における雇用情勢は厳しい状況にある。さらに、不良債権処理対策の進展によっては、不良債権額の上位を占める建設業の雇用面に深刻な影響が及ぶものとみられる。 こうした事態の下で、引き続き建設業界が健全に発展していくためには、業界に不可欠な人材の確保が重要であり、このため、不良債権処理等によって労働移動を余儀なくされる建設業労働者の失業なき労働移動を円滑に促進し、業界全体の人材の確保を図るものである。</p> <p>〔公益性〕 国の緊急経済対策の実施等に伴う失業者の発生を予防し、基幹産業の建設業における優れた人材の確保を図ることは、公益性が高い。</p> <p>〔官民の役割分担〕 建設労働者の雇用の安定に資するため、労働者の能力開発等を行うことは建設雇用改善法第9条に基づき国の事業とされている。また、失業なき労働移動等を支援するのは、国の労働力需給調整の一翼を担うものである。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 本事業はすべて国が行う。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 建設労働の実態を把握しており、能力開発事業等のノウハウを有する雇用・能力開発機構に事業をさせることとしている。</p> <p>〔緊要性の有無〕 不良債権処理等の進展に伴う離職者の発生に対処するため、早急に対策を講じる必要がある。</p>
(1)概要	
(1)評価	
(1)価値	
	〔これまで達成された効果、今後見込まれる効果〕

(2)有効性	<p>建設業界内における建設業労働者の雇用吸収を促進し、労働市場全体の雇用失業情勢の悪化を緩和するとともに、建設業の発展に必要な人材の確保が期待される。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 離職者の失業なき労働移動については短期的に効果の発現が見込まれるが、有用な人材等の確保を通じた建設業の健全な発展についての検証は中長期的な視点が必要と考える。</p>
(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕 人材確保、雇い入れのインセンティブを建設事業主に直接的に与えるものであり、効果が期待できる。</p> <p>〔効果と費用との関係に関する分析〕 本事業は雇入れが失業なき労働移動であることを要件としているので、1人当たり20万円を支給することにより結果的に雇用保険の失業等給付の大幅な支給減をもたらすことから（基本手当1人平均約1日1万円として、90日分で90万円が必要）、費用対効果が高い。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	なし
関連事務事業	なし
特記事項	<p>〔各種政府決定との関係及び遵守状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政諮問会議答申「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月)(不良債権処理の影響に備えたセーフティネットの充実) ・産業構造改革・雇用対策本部中間報告(平成13年6月)(労働市場の構造改革に適した雇用面のセーフティネットの整備) ・産業構造改革・雇用対策本部決定「総合雇用対策」(平成13年9月20日)
主管課 及び関係課	(主管課)職業安定局建設・港湾対策室